

I 職員の任免、人数及び人事評価に関する状況について

1 学歴別採用状況 (単位人)

区分	大学卒	短大卒	高校卒	合計
30年度	2	0	2	4
前年度	4	0	0	4
増減	▲ 2		2	

(注) 各年度中に採用した人数である。

2 事由別退職状況 (単位人)

区分	定年退職	勸奨退職	その他					合計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	
30年度	1	1	3	0	0	0	0	5
前年度	3	0	1	0	0	0	1	5
増減	▲ 2	1	2				▲ 1	

(注) 各年度中に退職した人数である。

3 部門別職員数の状況 (単位人)

区分	職員数		対前年度増減数		30年度の主な増減理由
	30年度	前年度	30年度	前年度	
一般行政部門	217	217	0	1	
特別行政部門 (教育)	27	28	▲ 1	0	欠員不補充
公営企業等会計部門	31	32	▲ 1	0	欠員不補充
合計	275	277	▲ 2	1	
条例上の定数	286	286			

(注) 各年度4月1日現在の状況である。

4 人事評価の状況

区分	内容等
概要	人事評価制度は、職員の能力を最大限に引き出し、一人ひとりの意欲・気付き・自発性の増進を図り、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上や人材を育成することによる住民サービスの向上を図ることを目的に実施している。評価期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、対象職員ごとに業務目標を定め、自己申告と評価者との面談をもとに能力と実績の評価を行っている。

※各職員に対する評価者は次のとおり

区分	被評価者 (対象者)	自己評価	1次評価	2次評価	調整者	確定者
教育委員会事務局以外の職員	部長級	本人	副町長	—	副町長	町長
	次長級・課長級	本人	部長級	副町長		
	課長補佐級・係長級	本人	次課長級	部長級		
	主任級・主事級	本人	次課長級	部長級		
教育委員会事務局の職員	部長級	本人	教育長	—	教育長	町長
	次長級・課長級	本人	部長級	教育長		
	課長補佐級・係長級	本人	次課長級	部長級		
	主任級・主事級	本人	次課長級	部長級		

II 職員の給与の状況について

1 人件費の状況

(1) 上下水道事業に係る会計以外の会計

(単位人・円・%・ポイント)

区分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	
普通会計	30年度	44,379	21,898,435,488	363,622,213	2,029,797,708	9.3
	前年度	44,855	20,072,594,111	518,604,153	2,030,069,684	10.1
	増減	▲ 476	1,825,841,377	▲ 154,981,940	▲ 271,976	▲ 0.8
公営企業等会計	30年度	44,379	8,697,197,459	166,314,853	127,465,999	1.5
	前年度	44,855	9,300,406,305	9,967,080	125,517,601	1.3
	増減	▲ 476	▲ 603,208,846	156,347,773	1,948,398	0.2
合計	30年度	44,379	30,595,632,947	529,937,066	2,157,263,707	7.1
	前年度	44,855	29,373,000,416	528,571,233	2,155,587,285	7.3
	増減	▲ 476	1,222,632,531	1,365,833	1,676,422	▲ 0.2

(2) 上下水道事業に係る会計

(単位円・%・ポイント)

区分	総費用(A)	純損益	職員給与費(B)	総費用に占める職員給与費比率(B/A)
30年度	1,758,307,694	313,546,469	105,327,372	6.0
前年度	1,776,787,581	268,730,994	106,915,952	6.0
増減	▲ 18,479,887	44,815,475	▲ 1,588,580	0.0

(注) 1 各年度の決算による。

2 住民基本台帳人口は各年度末現在のものである。

2 職員給与費の状況

(単位人・円)

区分	職員数(A)	給与費				1人当たり給与費(B/A)	
		給料	職員手当	期末勤勉手当	合計(B)		
普通会計	30年度	240	918,021,834	242,182,867	374,849,494	1,535,054,195	6,396,059
	前年度	244	914,789,219	236,544,351	369,755,235	1,521,088,805	6,233,971
	増減	▲ 4	3,232,615	5,638,516	5,094,259	13,965,390	162,088
上下水道事業に係る会計以外の公営企業等会計	30年度	17	56,789,951	19,768,732	22,487,831	99,046,514	5,826,266
	前年度	17	56,810,780	17,269,459	22,082,589	96,162,828	5,656,637
	増減		▲ 20,829	2,499,273	405,242	2,883,686	169,629
上下水道事業に係る会計	30年度	14	47,978,700	12,848,500	19,467,249	80,294,449	5,735,318
	前年度	14	47,940,643	13,426,956	19,216,083	80,583,682	5,755,977
	増減		38,057	▲ 578,456	251,166	▲ 289,233	▲ 20,659
合計	30年度	271	1,022,790,485	274,800,099	416,804,574	1,714,395,158	6,326,181
	前年度	275	1,019,540,642	267,240,766	411,053,907	1,697,835,315	6,173,947
	増減	▲ 4	3,249,843	7,559,333	5,750,667	16,559,843	152,234

(注) 1 各年度の決算による。

2 職員手当は退職手当及び期末勤勉手当を除いた諸手当の総額である。

3 平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額等の状況 (単位歳・円)

区分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	30年度	41.57	316,291	414,320
	前年度	41.04	311,878	377,509
	増減	0.53	4,413	36,811
一般行政職以外の職員で行政職給料表が適用される者	30年度	41.21	304,873	392,706
	前年度	41.12	306,004	370,856
	増減	0.09	▲ 1,131	21,850
行政職給料表が適用される職員合計	30年度	41.51	314,158	410,283
	前年度	41.06	310,698	376,173
	増減	0.45	3,460	34,110
看護・保健職	30年度	38.89	305,772	386,096
	前年度	37.89	299,857	347,056
	増減	1.00	5,915	39,040

(注) 1 各年度4月1日現在の状況である。

2 平均給与月額は、給料月額と諸手当（寒冷地手当、期末勤勉手当及び退職手当を除く。）の額とを合計したものである。

4 級別職員数の状況 (単位人・%・ポイント)

区分	標準的な職務内容	職員数			構成比		
		30年度	前年度	増減	30年度	前年度	増減
行政職給料表が適用される職員	1級 主事	25	29	▲ 4	9.09	10.47	▲ 1.38
	2級 主事	33	32	1	12.00	11.55	0.45
	3級 係長 主任	85	84	1	30.90	30.32	0.58
	4級 係長 主任	29	36	▲ 7	10.54	13.01	▲ 2.47
	5級 課長補佐 係長	43	43		15.64	15.52	0.12
	6級 部次長 課長	32	30	2	11.64	10.83	0.81
	7級 部長	10	5	5	3.64	1.81	1.83
看護・保健職	1級 准看護師 専門員	0	0				0.00
	2級 保健師 看護師 准看護師	2	3	▲ 1	0.73	1.08	▲ 0.35
	3級 主任	5	4	1	1.82	1.44	0.38
	4級 係長 主任	8	9	▲ 1	2.91	3.25	▲ 0.34
	5級 課長補佐	2	1	1	0.73	0.36	0.37
	6級 課長	1	1		0.36	0.36	

(注) 各年度4月1日現在の状況である。

5 期末勤勉手当の状況 (単位円・月分)

区分	金額等	
1人当たり平均支給額	30年度	1,538,024円
	前年度	1,494,741円
	増減	43,283円
支給割合	30年度	2.60月 1.85月
	前年度	2.60月 1.80月
	増減	0.05月
加算措置の状況（職制上の段階、職務の級等による加算措置）		5/100～15/100

(注) 1 各年度の決算による。

2 支給割合の左欄は期末手当、右欄は勤勉手当のものである。

6 退職手当の状況

(単位月分・円)

区分		自己都合	勸奨・定年
支給割合	勤続20年	19.670月	24.587月
	勤続25年	28.040月	33.271月
	勤続35年	39.758月	47.709月
	最高限度額	47.709月	47.709月
その他の加算措置			定年前早期退職特例措置 1年につき2パーセント加算
1人当たり平均支給額		15,124,107円	

(注) 1 平成30年4月1日現在の状況である。

2 1人当たり平均支給額は、平成30年度中に退職した職員に支給された退職手当の額の平均である。

7 特殊勤務手当の状況

(単位円・%・ポイント)

支給実績	30年度	137,000	
	前年度	67,500	
	増減	69,500	
支給職員1人当たり平均支給年額	30年度	9,133	
	前年度	3,750	
	増減	5,383	
職員全体に占める手当支給職員の割合	30年度	5.5	
	前年度	6.5	
	増減	▲1.0	
手当の種類(手当数)		3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫業務従事手当	保健課等で該当する業務に従事する者	感染症患者等の救護等	1日につき500円
行旅死亡人取扱従事手当	福祉課等で該当する業務に従事する者	行旅死亡人の収容等	1日につき3,500円
野犬等取扱従事手当	土木課等で該当する業務に従事する者	野犬掃とう等	1日につき500円

(注) 1 各年度の決算による。

2 手当の種類等は、平成30年4月1日現在の状況である。

8 時間外勤務手当の状況

(単位円)

支給実績	30年度	131,832,083
	前年度	111,156,463
	増減	20,675,620
職員1人当たり平均支給年額	30年度	486,465
	前年度	404,205
	増減	82,260

(注) 各年度の決算による。

9 その他の手当の状況

(単位円)

区分	内容及び支給単価	支給実績			支給職員1人当たり平均支給年額		
		30年度	前年度	増減	30年度	前年度	増減
扶養手当	扶養親族のある者に支給(月額) 配偶者 6,500円 子 10,000円	33,399,608	32,587,428	812,180	240,285	236,141	4,144
住居手当	借家等に居住し家賃を支払っている者に支給(月額) 借家等27,000円上限	21,625,124	35,873,785	▲ 14,248,661	266,977	173,303	93,674
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で交通機関又は自動車等の交通用具を使用する者に支給(月額) 交通機関55,000円上限 交通用具 通勤距離に応じた定額 (2～5km2,000円 5～10km4,200円 10～15km7,100円ほか)	9,548,272	9,651,200	▲ 102,928	47,036	48,016	▲ 980
管理職手当	管理監督の地位にある職員のうち指定される職にある者に支給(月額) 1種100分の15 2種100分の12 3種100分の9 (いずれも給料月額に対する割合)	31,707,720	31,462,680	245,040	598,259	582,642	15,617
宿日直手当	宿日直勤務に従事した者に支給(1回につき) 4,400円	541,200	525,000	16,200	4,400	4,200	0
寒冷地手当	11月から3月まで基準日に在職する者に支給(月額) 扶養親族のある世帯主26,380円 扶養親族のない世帯主14,580円 その他10,340円	26,169,020	26,216,036	▲ 47,016	99,125	98,928	197

(注) 各年度の決算による。

III 職員の勤務時間その他の勤務条件及び休業の状況について

1 勤務時間の状況

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業時刻	終業時刻	休憩時刻	週休日
38時間45分	午前8時45分	午後5時30分	午後0時から 午後1時まで	土曜日・ 日曜日

(注) 1 平成30年4月1日現在の状況である。

2 標準的な職場における状況である。

2 年次有給休暇の状況

(単位日・%)

区分	内容等								
制度の概要	心身の疲労回復、労働力の維持培養を図るための制度。年間20日間付与される（前年付与日数を上限に翌年に繰り越すことができる。）。								
1人当たりの取得状況	30年			前年			前々年		
	付与数	取得数	消化率	付与数	取得数	消化率	付与数	取得数	消化率
	39.5	10.0	25.4	39.1	10.0	25.6	39.1	9.3	23.8

3 育児休業の状況

(単位人)

区分	内容等								
制度の概要	子を養育する職員の継続的な勤務を促進することにより、職員の福祉を増進させるとともに行政の円滑な運営に資するための制度。子が満3歳に達する日まで行うことができる。								
取得状況	30年度			前年度			前々年度		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
	0	6	6	0	6	6	0	8	8

(注) 当該年度の全部又は一部で育児休業をした職員数である。

4 その他の主な勤務条件の状況

区分	内容等
休日等	国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月31日から翌年1月5日までの日
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇制度
特別休暇	選挙権行使、結婚、出産、交通機関の事故等の事由により、勤務しないことが相当である場合の休暇制度
介護休暇	配偶者、父母、子等が負傷、疾病又は老齢のために日常生活を営むのに支障があり、その者の介護をするため勤務しないことが相当である場合の休暇制度
介護時間	要介護者の介護のため、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で取得可能な休暇制度
組合休暇	職員団体の業務又は活動に従事する場合の休暇制度

IV 職員の分限処分及び懲戒処分の状況について

1 分限処分の状況

(単位件)

処分事由	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	1	1
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
地方公務員法第28条第4項により失職したもの	0	0	0	0
合計	0	0	1	1

(注) 平成30年度中に行われた処分の状況である。

2 懲戒処分の状況

(単位件)

処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	2	0	0	0	2
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合(交通事故)	0	0	0	0	0
合計	2	0	0	0	2

(注) 平成30年度中に行われた処分の状況である。

V 職員の服務及び退職管理の状況について

1 職員の服務の状況

区分	内容等
服務の根本基準	全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力を挙げて職務の遂行に専念しなければならないこと。
服務の宣誓	服務の宣誓をしなければならないこと。
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	法令等に従い、上司の職務命令に忠実に従って職務を遂行しなければならないこと。
信用失墜行為の禁止	職の信用を傷つけたり、不名誉となるような行為をしてはならないこと。
秘密を守る義務	在職中・退職後に関わらず、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。
職務に専念する義務	勤務時間・職務上の注意力のすべてを職責遂行のために用い、自らが行うべき職務にのみ従事しなければならないこと。
政治的行為の制限	<p>次のような政治的行為をしてはならないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 政治的団体等の結成に関与したり、このような団体等の役員となること。 2 政治的団体等の構成員となるように、又はならないように勧誘運動をすること。 3 特定の政治的団体等に対し支持・反対する目的で、又は公の選挙等において特定の人等に対し支持・反対する目的で、次のような政治的行為をすること。（ただし、町外においては（1）・（2）・（3）の行為を行うことができる。） <ol style="list-style-type: none"> （1）公の選挙等において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。 （2）署名運動を企画、主宰するなどこれに積極的に関与すること。 （3）寄附金等の募集に関与すること。 （4）文書・図面の役場庁舎等への掲示や庁舎等の利用を行ったり、又は行わせたりすること。
争議行為等の禁止	住民に対する同盟罷業・怠業等の争議行為や業務の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならないこと。
営利企業等の従事制限	許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社等の役員等の地位を兼ねたり、自ら営利を目的とする私企業を営んだり、報酬を得ていかなる事業・事務にも従事してはならないこと。

2 退職管理の状況

区分	内容等
概要	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行（平成28年4月1日）により、本町を退職し営利企業などに再就職した元職員による、離職前の職務に関する現職職員への働きかけが禁止された。
状況	音更町職員の退職管理に関する規則を平成28年9月30日に制定し、退職管理の適正化に取り組んでいる。

VI 職員の研修に関する状況について

1 研修の状況

(単位人)

区分	内容	参加者数
派遣研修	北海道や行政課題の先進地に職員を派遣することにより、相互協力関係の構築と職員の資質向上や意識改革を図るための研修等	2
委託研修	自治大学校、中央研修所、道市町村職員研修センター等の研修機関において、職務遂行上必要な一般的・専門的能力を養成するための研修等	192
職場研修	実務に即した実践的な研修等	244

(注) 平成30年度中に行われた研修の状況である。

Ⅶ 職員の福祉及び利益の保護の状況について

1 共済組合・福祉協会の事業の状況

区分		内容等
共済組合	名称	北海道市町村職員共済組合
	短期給付事業	職員やその扶養親族の公務外の病気・ケガ等に対し、療養の給付等を行う。
	長期給付事業	年金給付等を行う。
	福祉事業	資金の貸付け、保健事業、貯金事業等職員やその扶養親族の福祉と健康の増進を図るための事業を行う。
福祉協会	名称	北海道市町村職員福祉協会（共同互助会）
	福利厚生事業	健康保持増進・保健思想の普及向上などを目的に各種の助成・給付を行う。
	負担金事業	地方公務員法第42条の厚生制度として事業主が行うべき職員の元気回復等の健康保持増進事業を行う。
	公費負担総額等	負担総額821千円（負担率50%）、1人当たり公費負担額2,985円
	医療給付事業	医療費の自己負担額に対し、一定の金額の給付を行う。
	貸付事業	臨時の出費や被扶養者の入学・修学に用いる費用について貸付けを行う。
	福祉年金事業	退職金の運用を行い、年金方式による給付を行う。
	生命共済事業	保険会社との契約により、死亡・障害・入院等の保障を行う。

詳しい事業内容は、北海道市町村職員福祉協会のホームページをご覧ください。

2 健康診断の実施状況

(単位人)

区分	内容等	受診者数
健康診断	総合健診の対象とならない全職員を対象とした一般検査・血液検査・心電図検査	272
職業病特別健康診断	保育士職の腰痛検査	61
総合健診	40歳以上の全職員及び30歳以上40歳未満の半数を対象とした健診で、定期健康診断の内容に生活習慣病に関する内容を加えたもの	197
乳がん検診	女性職員を対象とした乳がんの検査	33
子宮がん検診	女性職員を対象とした子宮がんの検査	21
脳ドック	35歳以上の職員を対象とした脳の検査	5

(注) 平成30年度中に行われた健康診断の状況である。

3 職員住宅の状況

(単物件)

区分	内容等	件数
職員住宅	同居親族を有する職員向けに、1月当たり賃貸料16,500円で貸与している。	8

(注) 平成30年度中に行った貸与の状況である。

4 職員住宅建築資金貸付基金の状況

(単物件)

区分	内容等	件数
新築	1戸につき150万円を限度に年利1.5パーセントで貸し付けている。	0
増改築	1戸につき120万円を限度に年利1.5パーセントで貸し付けている。	1

(注) 平成30年度中に行った貸付けの状況である。

5 公務災害補償の状況

(単物件)

区分	内容等	件数
公務災害補償	公務上の災害について療養補償などを行う。	1
通勤災害補償	通勤途上の災害について療養補償などを行う。	0

(注) 平成30年度中に行った公務災害補償の状況である。

6 公平委員会制度の概要

区分	内容等
勤務条件に関する措置要求の審査	職員の給与、勤務時間等の勤務条件に関する措置の要求について審査・判定をし、必要な措置を執ること。
不利益処分不服申立ての審査	職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対し裁決・決定をすること。
苦情処理	上記を除き、職員からの勤務条件等の人事管理に関する苦情の申出及び相談を処理すること。
職員団体の登録	職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体を職員団体として登録すること。

VIII 勤務条件に関する措置の要求の状況について

平成30年度における処理件数なし

IX 不利益処分に関する審査請求の状況について

平成30年度における処理件数なし